おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業

実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答

令和７年４月

大河原町

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業　実施方針（案）　質問への回答

令和7年4月24日

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	6	第1章	第1節	10	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	建設・工事監理業務に係るサービス対価のうち、出来高年度払分について、令和9年3月末に第一回目請求、令和10年1月末に第二回目請求の計二回で支払われる理解で相違ないでしょうか。	支払いスケジュールの詳細については、募集要項等公表時に示します。
2	7	第1章	第1節	9	(3)		収入の還元	「本町あるいは町民に還元するものとする。」とありますが、還元を実施する場合（例えば、●●万円以上の利益が実現した場合）は、事業者提案によるものと理解して相違ないでしょうか。提案時の収入・利益を少しでも上回った場合に還元の義務が生じるわけではないことを確認する意図です。	どのような場合に収益還元を行うかは、事業者の提案に委ねます。
3	7	第1章	第1節	11			使用料等の負担	付帯事業のうち民間収益施設について、具体的に必要な使用料をご教示頂けますでしょうか。	使用料の算定方法等の詳細については、募集要項公表時に示しますが、現時点では以下を予定しております。 年間の使用料（円／年）＝300円／㎡・月（使用料の単価）×12月×対象面積（㎡）
4	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	光熱費はサービス対価とは別に、貴町が負担される、とのことですが、各供給会社より直接貴町に請求がされる、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	8	第1章	第1章	14			表1-3	自主運営事業における建物及び土地の使用料について、記載のとおり自動販売機の設置とキッチンカー等の一時的に設置する店舗については有償で、それ以外は無償で利用可能という理解で宜しいでしょうか。	自主運営事業のうち、実施を必須とする事業における使用料は無償、実施が任意である事業（自動販売機の設置、キッチンカー等の一時的な店舗の出店を含む）における使用料は原則として有償とします。 要求水準書（案）を修正します。
6	7	第1章	第1節	14			光熱水費	表１－３　民間収益施設(付帯事業)に関して、光熱水費は独立採算事業として運営収入より賄うとされていますが、同じ管理棟の中でも民間収益施設部分の光熱水は全て別メーターを設置して管理するという認識でよろしいでしょうか？	民間収益施設の光熱水費は事業者負担とし、子メーターを設置して使用量を計測し負担額を算定します。
7	7	第1章	第1節	14			光熱水費	表１－３　自主運営事業(付帯事業)に関して、地域の利用促進につながる、スポーツや文化振興を目的とする無料のイベントや安全対策についても、光熱水費は子メーターを設置して事業者負担という考え方になりますでしょうか？	自主運営事業のうち、スポーツ教室、スポーツや本町の文化・一目千本桜の振興を目的としたイベント等の実施を必須とする事業に係る使用料は無償とします。
8	11	第2章	第2章	1			選定スケジュール	SPC設立も想定されるため、また契約に伴い社内の承認決議等調整が必要なため、優先交渉権者の決定から仮事業契約までの期間を2ヶ月ほど確保頂けますでしょうか。	優先交渉権者の決定及び公表時期を令和7年12月下旬、仮事業契約締結の時期を令和8年2月中旬にそれぞれ変更します。 実施方針（案）を修正します。
9	15	第1章	第2章	4			優先交渉権者の決定について	応募者が1社でも優先交渉権者を決定しない場合の事項に合致せず、優先交渉権者としてふさわしいと判断した場合は優先交渉権者として決定すると理解してよろしいでしょうか。	応募が1グループであった場合にも、優先交渉権者選定基準に基づき審査を行います。 詳細は募集要項公表時に公表する、優先交渉権者選定基準において示します。

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業　実施方針（案）　質問への回答

令和7年4月24日

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10	資料1						リスク分担表 No.19	環境問題について、事業者の責めに起因しない環境問題は不可抗力リスクとして理解すればよろしいでしょうか。	原則としてお見込みのとおりです。 ただし不可抗力とすることの妥当性は発生した環境問題の内容によるため、協議により決定します。
11	資料1						リスク分担表	昨今の物価は短期間で大きく変動しているため、物価変動に伴うサービス対価の見直しの基準日は、事業費の検討された時期となるべく乖離のないタイミングで設定頂けませんでしょうか。具体的には、債務負担行為設定時を基準として頂けますでしょうか。	事業費は事業契約締結時を基準として設定したうえで、物価変動に対応した対価の改定を行う予定です。 詳細は募集要項公表時に示します。
12	資料1						リスク分担表	建設業務のサービス対価の見直しタイミングは、規定の変動率を超えたタイミングで随時実施して頂けますでしょうか。	サービス対価の改定方法は 詳細は募集要項公表時に示します。
13	資料4						整備範囲図	町にて整備する整備範囲の内容とそれぞれの業務の実施時期の予定をご教示ください。	「要求水準書資料31　町整備施設の内容及び実施時期」に示します。

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業　実施方針（案）　意見への回答

令和7年4月24日

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
1	11	第2章	第2節	1			選定スケジュール	コンソーシアム各社の社内決議に要する日程もあるため、提案審査に係る書類の受付締切を10月の中旬以降に設定をお願い致します。	提案審査に係る書類の受付締切を10月下旬に変更します。 実施方針（案）を修正します。
2	11	第2章	第2節	1			選定スケジュール	SPC設立も想定されるため、また契約に伴い社内の承認決議等調整が必要なため、優先交渉権者の決定から仮事業契約までの期間を2ヶ月ほど確保をご検討願います。	優先交渉権者の決定及び公表時期を令和7年12月下旬、仮事業契約締結の時期を令和8年2月中旬にそれぞれ変更します。 実施方針（案）を修正します。
3	16	第1章	第3節	2	(6)		参加資格要件	本業務はパークゴルフ場を含むため、維持管理業務の参加要件として、パークゴルフ場又はこれに類似する施設の実績を加えることをご提案します。	ご意見として承ります。
4	16	第1章	第3節	2	(7)		参加資格要件	本業務はパークゴルフ場を含むため、運営業務の参加要件として、パークゴルフ場又はこれに類似する施設の実績を加えることをご提案します。	ご意見として承ります。
5	19	第2章	第3節	4			SPCの設立等	SPCを設立する場合、事業敷地内に設立することが合理的であるため、事業敷地内に設立することをお認めいただけないでしょうか。	SPCを設立する場合、事業予定地内へ設立することは不可とします。
6	20	第2章	第3節	6			応募者の変更	参加表明提出後でも、代表企業を変更せざるを得ないケースもあり得るかと思います。状況によっては代表企業の変更を可としていただけないでしょうか。	代表企業の変更は不可とします。
7	資料1						リスク分担表	物価変動リスクが大きいとその分を事業費に見込まざるを得なくなるため、物価変動の改定において事業費が見直しされる基準を、1.5%未満の数字を基準として設定をお願い致します。	ご意見として承ります。 詳細は募集要項等公表時に示します。
8	資料1						リスク分担表	運営業務はそのほとんどが人件費を占めます。地域における最低賃金の変動と雇用する職員の給与が連動する傾向が強いため、地域の最低賃金の変動率を物価変動の見直指標として採用頂きたいです。	ご意見として承ります。 詳細は募集要項等公表時に示します。
9	資料1						リスク分担表	維持管理期間における保守管理、植栽管理、警備業務、修繕業務等、各業務に即した物価変動の見直指標の活用をお願い致します。	ご意見として承ります。 詳細は募集要項等公表時に示します。

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業　実施方針（案）　意見への回答

令和7年4月24日

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
10	資料1						リスク分担表	建設業務の物価変動の見直し指標は、公園等外構工事と建設業務、各工種に即した物価変動の見直指標の活用をお願い致します。建設業務は「建設物価　建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会）の・仙台 ・事務所 ・（構造種別は事業者の提案したものと整合するものを採用）・工事原価 をご採用頂きたいです。	ご意見として承ります。 詳細は募集要項等公表時に示します。

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業　要求水準書（案）　質問への回答

令和7年4月24日

No	添付資料	特定資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1			3	第1章	第4節	1					事業の対象となる施設	自主運営事業の対象には、MTBパーク、ドックラン等の本パーク内施設を含む。とありますが、これは自主運営事業を実施する際に利用できる範囲を記載しているものであり、MTBパーク等の維持管理、運営費や修繕はサービス対価の支払い対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	本事業において、OGAWARA MTB S-PARK、ドッグラン等のおおがわら千本桜スポーツパーク内施設を利用した自主運営事業の実施が可能ですが、これら施設の維持管理（修繕を含む）及び運営は本町が別途実施し、本事業の対象外となります。 このため、これら施設の維持管理・運営に要する費用は、本事業のサービス対価の対象外となります。
2			7	第1章	第4節	5	(2)				利用者から得る収入	施設利用料の徴収業務を行う。とありますが、使用料の払い込み手数料は、本業務においては事業者は収入を得ないため、貴町が負担するという理解で宜しいでしょうか。 また、払い込みの頻度は事業者提案で問題ないでしょうか。	前段：使用料の振込手数料の負担は事業者負担とします。 後段：使用料は1ヶ月に1回以上、町への払い込みを行ってください。
3			7	第1章	第4節	5	(3)				収入の還元	収入の還元率については事業者提案という認識で間違いないでしょうか	収益還元の内容は、事業者の提案に委ねます。
4			17	第1章	第7節	7					本施設等の使用料	本施設の使用料について、回数券や定期券等の提案は可能でしょうか。	可能です。特にアーバンスポーツ広場やパークゴルフ場は、定期利用や回数券の設定があると施設利用率の向上に繋がると考えます。
5			17	第1章	第7節	7					本施設等の使用料	使用料の減免（回数券や定期券、ポイントカード等）については、提案可能でしょうか。	質問No.4の回答をご参照ください。
6			23	第2章	第1節	2	(2)				環境保全・環境負荷低減	「建築物は、原則として ZEB 水準に適合すること」とありますが、建築物は管理棟等になるため、ZEB Oriented認定が要求水準であるという理解でしょうか。	建築物はZEB　Oriented相当以上としてください。
7			24	第2章	第1節	3	(2)				緊急避難場所	緊急避難場所として想定される収容人数は何人程度でしょうか。	基本設計では、避難者を付近の行政区人口（上大谷区）及び施設利用者と想定して、避難人数を約500人として算出しており、避難には約3,300㎡の面積が必要となるため、多目的広場を避難場所としてしています。 なお、緊急避難所になりますので、一時的な滞在のみを想定しております。
8			28	第2章	第1節	5	(2)	サ	(a)		入退場管理設備	スマートロックによる入退場管理システムを構築すること。とありますが、入退場を管理できるシステムを導入すれば、導入する機能は事業者の提案でも問題ないでしょうか。	スマートロックによる入退場管理は施設管理の効率化、省人化を目的として導入する意図であり、仕様や機能の詳細は事業者の提案に委ねます。
9			30	第2章	第1節	5	(4)	イ		b	雨水	設備対象敷地内の雨水を調整池に接続、とございますが、それ以外の箇所からの調整池への接続はございますでしょうか。	本施設以外からの排水の接続はございません。
10			38	第2章	第2節	3	(3)			a	デイキャンプ場	P38に「優良・認定キャンプ場認定基準(日本キャンプ協会)」の則りながらと記載されていますが、 現在認定基準の問い合わせをしていませんでした。なので、認定基準に則ることができない状態での、 工事になると思われます。宿泊、教育目的(5～6年生の合宿等)としたキャンプ場等にするのかどのような計画をしておりますか。	本施設にデイキャンプ場を整備する場合、「優良・認定キャンプ場認定基準」に求められる条件を満たしませんので、これに則ることは求めず、「自然公園等施設技術指針」等を参考に、事業者に規模や配置を提案していただくこととします。 要求水準書（案）を修正します。
11			38	第2章	第2節	3	(2)				調整池	調整池が雨水の貯留として活用される頻度は、どの程度を想定をされていますでしょうか。	宮城県の年間平均降雨日数は100日ですので、雨量に左右されますが、100日程度を想定しています。

令和7年4月24日

No	添付資料	特定資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
12			38	第2章	第2節	3	(2)			c	調整池	貴町が購入するおもしろ自転車の修繕は事業者にて実施する必要があるのでしょうか。	事業者には、おもしろ自転車（事業提案書により提案がある場合）の日常のメンテナンス（チェーンのオイル補充、パンク修理、ブレーキの確認・調整、タイヤチューブの空気圧確認・調整、チェーン外れの修理等）を実施していただきます。日常のメンテナンス以外の、専門的な整備（ブレーキやペダル、車輪等の分解・調整・交換、これらを含むオーバーホール等）は本町が本事業とは別に委託し実施します。
13			41	第2章	第2節	4	0:00		（ウ）	a	レンタサイクル管理室	現在レンタサイクルを保管している倉庫の平米数をご教示ください。	現在、OGAWARA MTB S-PARKで使用している倉庫の面積は約13㎡です。
14			50	第3章	第2節	1	(1)				本施設建設工事	工事は年度ごとの工期とする。とありますが、年度ごとに実施が必要な工事とは具体的にどの工事でしょうか。	本事業では社会資本総合整備交付金の活用にあたり、年度ごとに交付金申請を行うことから、年度ごとに出来高の確認を行うという意図です。（建設業務に係るサービス対価の支払いも出来高に応じて行います） 工期設定を含む工程計画は事業者の提案に委ねます。
15			50	第3章	第3節						業務実施体制	建設工事と土木工事それぞれに業務責任者を選任する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 質問No.16の回答もご参照ください。
16			50	第3章	第3節						業務実施体制	建設工事と土木工事それぞれの業務責任者について、業務責任者の兼務は可能でしょうか。	実施方針「第2章 第3節 2業務実施企業の参加資格要件」に規定する、建築物の建設業務を行う者、公園の建設業務を行う者、それぞれの参加資格要件を満たし、これらの業務を行う同一の企業から業務責任者を選定する場合において可能です。
17			67	第4章	第4節	2				f	おもしろ自転車	おもしろ自転車について、その他の専門的な整備等は本町が別に委託するもの。とありますが、その他専門的な整備とは具体的にどのようなものでしょうか。	ブレーキやペダル、車輪等の分解・調整・交換、これらを含むオーバーホール等を想定しています。
18			74	第5章	第1節	1					ﾚﾝﾀｻｲｸﾙ	MTBﾊﾟｰｸにてレンタサイクルは行われていると思いますが、本施設で貸し出した自転車の返却は本施設へ行われるとの理解でよろしいでしょうか。またMTBパークで主に利用されると想定される自転車を本施設での業務とされた経緯又は意図をご教示頂けますでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：OGAWARA MTB S-PARKでの利用に限らず、白石川堤防沿いのサイクリングロードの利用や本町内の周遊等、幅広い自転車利用を楽しんでいただくため、本施設（管理棟）においてレンタサイクル業務を行うこととしました。また、OGAWARA MTB S-PARKは平日には無人となるため、平日・休日ともに職員が常駐する本施設でレンタサイクル業務を行うことで、利用者の利便性向上、利用拡大に寄与することを期待しています。
19			76	第5章	第1節	7	(2)				業務実施体制	本事業において常駐が必須とされるのは、管理棟及びパークゴルフ場に配置する職員それぞれ1名以上以外にないと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 質問No.20の回答もご参照ください。
20			76	第5章	第1節	7	(2)				業務実施体制	本施設の管理棟及びパークゴルフ場には、職員がそれぞれ1名以上常駐すること。とありますが、利用者の利便性を損なわないことを前提に、運営費・人件費の削減を目的に配置人員や場所を事業者にて提案することをお認めいただけないでしょうか。	施設の予約や利用、問合せへの回答等、運営業務に支障が無い場合において、配置人員や配置場所に係る提案を認めます。
21			79	第5章	第1節	8	(1)				事業全体の統括	運営業務に含まれる統括管理業務責任者は、運営業務責任者と業務が密接に連携する必要があることから、統括管理業務責任者と運営業務責任者の兼務は可能と理解してよろしいでしょうか。	統括管理業務責任者と運営業務責任者の兼務は可能です。

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業　要求水準書（案）　質問への回答

令和7年4月24日

No	添付資料	特定資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
22			79	第5章	第1節	8	(2)				定例会議の開催・運営	定例会議の出席者について、建物・土木の竣工までに開催される会議については、統括管理業務責任者及び各業務責任者（設計、建設、工事監理、維持管理、運営）が出席し、竣工後の維持管理・運営期間においては、統括管理業務責任者及び各業務責任者（維持管理、運営、民間収益施設、自主運営事業）が参加する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、維持管理・運営期間においても、必要に応じ、施設整備に係る業務責任者（設計業務、建設業務）に定例会議へご参加いただく場合があります。
23			82	第5章	第2節	2				f	スマートロック	アーバンスポーツ広場において構築するスマートロックについては、事業者が提案するという認識でよろしいでしょうか。その場合、仕様があればご提示ください。	お見込みのとおりです。 質問No.8の回答もご参照ください。
24			83	第5章	第2節	4					開園式典について	開園式典について、招待者のリストアップ及び案内については貴町で行うという認識でよろしいでしょうか。	開園式典の招待者のリストアップや案内については、本町が行います。
25			87	第5章	第4節					b	電子マネー等決済	クレジットや電子マネー決済による手数料は貴町の負担と考えてよろしいでしょうか（使用料収入からの支払いイメージ）	事業者負担とします。
26			87	第5章	第5節					b	使用料の徴収方法	電子マネー等の決済による手数料について、負担先は貴町の認識でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
27			87	第5章	第4節					d	利用料金の振込	使用料金の振込手数料は事業者が負担するのでしょうか。また、振込の頻度について目安がありますでしょうか（●日ごとなど）。	質問No.2の回答をご参照ください。
28			87	第5章	第5節					d	使用料の納付	使用料の納付に関して、1）事業者から貴町への支払いサイクルをどのように考えているのか、 2）振込手数料は発生しない（もしくは貴町の負担）という認識よろしいでしょうか。	1）質問No.2の回答をご参照ください。 2）質問No.2の回答をご参照ください。
29			88	第6章							民間収益施設責任者	民間収益施設責任者は、構成員・協力企業以外の企業が民間収益施設を運営する場合、責任者としてその業務を担当する人員を選任してもよいでしょうか。	民間収益施設の整備、維持管理・運営を行う企業は応募グループに位置づけるものとし、民間収益施設責任者は当該企業より選任していただきます。 実施方針（案）を修正します。
30			88	第6章	第1節		(1)			b	民間収益施設	民間収益施設用床の面積は100㎡程度とすること。とありますが、かならず100㎡程度の民間収益施設を運営することを条件とすることは事業者にとってもリスクが大きいため、床面積は事業者の提案内容に応じて柔軟に設定していただけないでしょうか	100㎡未満の提案も認めます。
31			88	第6章	第1節		(1)			c	民間収益施設	サービス対価に含まれるものを示した項目Cと事業者が負担する範囲を示した項目Dに記載の内容について、「什器・備品、消耗品及び厨房設備（厨房熱機器（ガステーブル・フライヤー等）、ベーカリー機器、衛生消毒機器、業務用冷蔵庫等を想定）等を除く部分）」はサービス対価に含まれ、「厨房熱機器（ガステーブル・フライヤー等）、ベーカリー機器、衛生消毒機器、業務用冷蔵庫等」が事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業　要求水準書（案）　質問への回答

令和7年4月24日

No	添付資料	特定資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
32			89	第6章	第1節		(1)			g	民間収益施設	「使用料として大河原町都市公園条例及び同施行規則の定めるところにより算出した使用料以上で、」とございますが、収支の想定のためにも算出された使用料のご開示をお願い致します。	使用料の算定方法等の詳細については、募集要項公表時に示しますが、現時点では以下を予定しております。 年間の使用料（円／年）＝300円／㎡・月（使用料の単価）×12月×対象面積（㎡） なお使用料は、大河原町都市公園条例及び同施行規則の定めるところにより算出した金額を本町へ支払うものとし、金額を事業者の提案に委ねることとはいたしません。 要求水準書（案）を修正します。
33			89	第7章		2					利用促進策の提案	利用促進策の実施は本事業に含まないとのことですが、提案内容は審査(得点)に反映されるとの認識で間違い無いでしょうか。	利用促進策の提案は加点項目審査における性能評価点の対象とし、優先交渉権者選定基準に反映します。 配点や評価の視点等の詳細は募集要項等公表時に示します。
34			90	第6章	第2節		(1)			f	自主運営事業	自主運営事業における光熱水費とは、自動販売機設置に伴う電気代、夜間に実施する際のナイター使用料が該当するという認識で間違いないでしょうか。	事業者が提案し実施する自主運営事業の内容によります。
35			90	第6章	第2節		(1)			f	自主運営事業	光熱水費の事業者負担に関して、想定しているものはどのようなものでしょうか。	事業者が提案し実施する自主運営事業の内容によりますので、具体的な例示はできません。
36			91	第6章	第2節		(3)			a	自主運営事業	「使用料として、大河原町都市公園条例及び大河原町都市公園条例施行規則の定めるところにより算出した使用料以上で、事業者が提案する金額を支払うこと」とございますが、収支の想定のためにも算出された使用料のご教示をお願い致します。	質問No.32の回答をご参照ください。
37			91	第6章	第2節		(3)			a	自主運営事業	事業者がイベント開催時に支払う使用料が発生する範囲は、イベント開催時のテントや備品等の設置床面積の合計との理解でよろしいでしょうか。	自主運営事業として実施するイベントのうち、実施が任意であるイベント開催時の使用料は有償とし、テントの投影面積等により算定します。
38			91	第6章	第2節		(4)				ｷｯﾁﾝｶｰ等の出店を行う場合	「キッチンカー等の一時的な店舗を出店する場合は、使用料を本町に支払うこと。」とございますが、スポーツや本町の文化・一目千本桜の振興を目的としたイベントにおいては発生しない、との理解でよろしいでしょうか。	自主運営事業のうち、スポーツや本町の文化・一目千本桜の振興を目的としたイベント等の実施を必須とする事業における使用料は無償、実施が任意である事業（自動販売機の設置、キッチンカー等の一時的な店舗の出店を含む）における使用料は有償とします。 要求水準書（案）を修正します。
39			93	第7章		2					利用促進策の提案	利用促進策の実施は本事業に含まない、との記載があるが、その提案の内容については審査の対象であり得点に反映されるものという認識でよろしいでしょうか。	質問No.33の回答をご参照ください。
40			93	第7章							本施設等の利用促進策に関する提案について	利用促進策の提案については任意提案という理解でよろしかったでしょうか。 また、提案した内容は評価の対象となるという理解でよろしかったでしょうか。	前段：必須です。 後段：質問No.33の回答をご参照ください。

令和7年4月24日

No	添付資料	特定資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
41	1											資料1　リスク分担表の負担者について、22･23･24･25･52･66に▲(従分担)が示されていますが、それぞれの分担条件について考え方をご教授ください。	基本的な考え方は以下のとおりです。 詳細は募集要項公表時に示します。 第三者賠償(22)：基本的には本町が負担するものとしますが、事業者が付保する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。 不可抗力(23)：一定割合に至るまでは事業者が負担し、これを超過するものについては、本町が負担します。 物価変動(24、25)一定割合に至るまでは事業者が負担し、これを超過するものについては、本町が負担します。 施設損害(52、66)：基本的には本町が負担するものとしますが、事業者が付保する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。
42	3～5											資料3～5　事業区域に関して、A～Dゾーンおよび千本桜スポーツパークの調整池(自転車広場)は白石川の本流であることから、台風などの河川増水による災害の影響を受けると思われます。そこで、これまでの増水頻度と、本事業における復旧費の分担および営業停止期間の収益減による利用料の減免措置などのお考えがございましたらご教授ください。	前段：おおがわら千本桜スポーツパークのA～Dゾーンは、河川敷であるために白石川の増水により施設が破損する可能性があります。河川敷の上まで増水する頻度は過去の実績からですと、6～7年に1度程度と考えられます。 後段：A～Dゾーンのうち、維持管理・運営業務の範囲となるのは、C･Dゾーンのパークゴルフ場ですが、本町所有の施設の復旧費用は、本町が負担します。 また、営業停止になった場合の使用料については、使用料制を導入することから、指定管理料金に影響は無いものと考えております。 また、調整池を含む本施設において河川増水の被害が発生した場合においても同様です。 なお、堤防を越水するような河川増水が発生した場合には本施設における被害が想定されますが、本施設付近の堤防を越水するような増水は過去に発生しておりません。
43	8										造成計画平面図	事業者の着工時のレベル関係の把握のためにもNo.0～No.17とAの断面図もご開示頂けますでしょうか。	断面図を「資料8　造成計画平面図」に追加して再公表します。
44	10										整備範囲図	整備範囲図(1)について、周辺のエリアも白塗りされていることから、事業者の整備範囲が分かりにくいです。事業者にて整備する範囲を改めて色塗り等にてお示しください。	事業者の整備範囲を「資料10　整備計画図」に追加して再公表します。
45	10										整備範囲図	整備範囲図(1)について、事業者にて整備する範囲の整備内容は事業者の自由な提案でよいとの理解で宜しいでしょうか。	事業者にて整備する範囲の整備内容は、要求水準書の内容を満たした上で、事業者の提案に委ねます。
46	15										移転自転車のリスト	各番号ごとの台数をご開示頂けますでしょうか。	番号ごとに1台、合計31台となります。 なお、管理棟(レンタサイクル管理室)において保管・管理・貸出しする自転車は当該資料に示す31台を最大とし、具体的な台数は本町と事業者との協議の上で決定します。ただし、レンタサイクル管理室の保管・管理スペースとしては最大台数(31台)が保管・管理できるよう確保してください。
47	21										主な維持管理業務項目水準一覧	本書に記載の実施概要はあくまでも参考であり、法令を遵守した維持管理を実施する前提で点検内容や回数の提案は可能という理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務の対象施設及び業務項目の詳細については、「資料20　維持管理・運営業務の対象範囲」「資料21　主な維持管理業務項目水準一覧」を基本に、事業者が提案してください。
48	27										既存町所有備品	一部の備品はリース契約となっていますが、事業期間中も貴町でリース契約を行い、事業者へ備品を無償貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	リース契約である備品は本町でリース契約を継続し、事業者へは無償で貸与します。